

### 三重貸銀の弊害

- 一、<sup>の規</sup>会社側で定中の貸銀は一般に少く多数の者は社内支給を以て位である
- 一、職工長は別に假貸銀を設けて居た即ち社内二十位位の者は社内位に引き上げて置いた。  
これは会社と相談の結果では無いが会社の方へ通知だけはして置いた。
- 一、安全のため時差しとは仕事のため時は右假貸銀を支拂つて居た。

一、若し右の事情に反する時はその内から二割引いて支拂つて居た。

### 病氣其他の救済方法

病氣其他の場合にその内の何割かを支給する時は会社側の貸金に依り支拂つて居た。

### 改正貸銀

三割増しは会社側で定めて居る貸銀でなると、職工長の決めて居る假貸銀の中より二割引いたものに増し